

別紙

諮問第990号

答 申

1 審査会の結論

本件開示決定及び不存在を理由とする本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇年〇月からの請求者と東京都労働委員会との相談内容詳細、請求者が登庁しての相談と電話での相談両方」（以下「請求個人情報1」という。）及び「〇年〇月〇日送付の不当労働行為救済申立書」（以下「請求個人情報2」という。）の開示を求める本件開示請求に対し、東京都労働委員会（以下「実施機関」という。）が令和4年6月23日付けで行った本件開示決定及び不存在を理由に行った本件非開示決定について、その取消しを求めるといふものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

(1) 請求個人情報1について

労働委員会は、労働組合と使用者間の労働条件や組合活動のルールを巡る争いの解決や、使用者による不当労働行為があった場合における労働組合や組合員の救済など、集団的労使関係を安定及び正常化することを主な目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び労働組合法（昭和24年法律第174号）に基づき設置された行政委員会である。具体的には、労働争議の調整、不当労働行為の審査及び労働組合の資格審査を行っている。そして、これらの申請方法や、手続等について、随時、労使からの相談にも応じている。電話又は対面で相談に応じた場合、職員はその内容を「相談票」として記録にとどめている。本件開示決定に係る請求個人情報

1は、この「相談票」である。

本件開示決定の対象である「相談票」は、条例16条に規定する非開示情報に該当しないため、全部開示決定を行った。審査請求人は、審査請求書において、内容が明らかな偽造であり、虚偽である旨記載し、その後に提出した反論書でもその旨主張している。しかしながら、審査請求人の主張には何ら根拠はない。「相談票」は、主に電話でのやり取りの記録であり、録音等の記録は存在していない。一般に、公務員が職務上作成した公文書は真正に成立した公文書と推定されるのであり（民事訴訟法（平成8年法律第109号）228条）、審査請求人がこの真正性を覆すに足る具体的立証がなされない限り、本件開示決定に係る「相談票」は、真正に成立した公文書といえる。

（2）請求個人情報2について

労働委員会の業務の一つである不当労働行為の審査は、労働組合又は組合員から提出される「不当労働行為救済申立書」が到達することによって、手続が開始される。本件非開示決定に係る請求個人情報2は、審査請求人が実施機関に提出したとする「不当労働行為救済申立書」である。

本件非開示決定の対象である「不当労働行為救済申立書」を、実施機関は取得しておらず、現に保有していないため、非開示決定を行った。審査請求人は、審査請求書において、開示請求に対する決定が虚偽である旨主張している。また、その後に提出した反論書で〇年〇月〇日（以下「特定日」という。）に「不当労働行為救済申立書」を実施機関に郵送したと主張している。しかしながら、審査請求人の主張には何ら根拠はない。上記（1）のとおり、「相談票」は、真正に成立した公文書と推定されるどころ、同年同月〇日以降の「相談票」をみれば、未だ申立てを行っていないことを前提としたやり取りがなされていることが記載されている。こうした事実からすれば、審査請求人が特定日に郵送したとする「不当労働行為救済申立書」を、実施機関は取得しておらず、現に保有していないことは明白であり、こうしたことから請求個人情報2の不存在を理由として非開示とした判断を虚偽であるとはいえない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和4年11月7日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年8月31日に実施機関から理由説明書を収受し、令和6年1月25日（第222回第一部会）から同年4月19日（第224回第一部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論書並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件開示請求及び本件審査請求並びに関連する公文書開示請求について

本件開示請求の趣旨は、審査請求人が実施機関に対して〇年〇月（以下「特定月」という。）から本件開示請求日までの間に行った労働法規上の相談の記録（請求個人情報1）及び同年同月の特定日に送付したとする不当労働行為救済申立書（請求個人情報2）の開示を求めているものと解される。このうち、請求個人情報1については、特定月から本件開示請求日までの間に実施機関において作成された18回分の「相談票」が、審査請求人を本人とする保有個人情報として特定され、本件開示決定が行われた。また、請求個人情報2については、実施機関において取得していないとして不存在を理由とする本件非開示決定が行われた。

審査請求人は、「開示請求の結果が虚偽である」と主張し本件審査請求を行っていることからすると、本件審査請求の趣旨は、本件開示請求の結果である本件開示決定及び不存在を理由とする本件非開示決定が、それぞれ適正に行われたかどうかについて審査を求めているものと解される。

なお、これに関連し、審査請求人は、本件開示決定により開示された18回分の「相談票」のうち最も古い記録の日付から特定月の末日までの実施機関宛ての郵便物の受取記録全てが記載された公文書の開示を求めて、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）に基づく開示請求（以下「別件開示請求」という。）を令和4年7月28日付けで行っている。別件開示請求については、実施機関が保有する「文書授受簿」（東京都文書管理規則（平成11年東京都規則第237

号) 9条関係第1号様式) 1枚が対象公文書として特定され、対象公文書中の企業名及び組合名を除き開示する一部開示決定が令和4年8月8日付けで行われている。

イ 請求個人情報1について

審査会が請求個人情報1として本件開示決定が行われた18回分の「相談票」を見分したところ、7回の「電話」による相談の後、1回の「来庁」による相談を経て、10回の「電話」による相談が行われた様子がその記録から確認された。また、全「相談票」には相談票IDが割り振られており、そのうち13回分の「相談票」の「相談内容」欄には、先行した相談票IDの続きの相談である旨記載されていることから、これら18回分の相談が相互に関連した一体のものであることも確認された。

こうした視点から審査会が検討するに、請求個人情報1についての本件開示決定で特定された文書に関して、前述の18回の相談が請求個人情報1において一連に記録されていることや、その記載内容についても労働法規上の相談対応として不自然・不合理な点はないこと、また、他にその存在をうかがわせるに足りる特段の事情も見当たらないことが認められることからすると、請求個人情報1について、かかる18回分の「相談票」を対象保有個人情報として特定し、これを開示した本件開示決定は、妥当である。

ウ 請求個人情報2について

審査会が別件開示請求によって開示された1枚の「文書授受簿」を見分したところ、東京都文書管理規則9条で定められた別記第1号様式のとおり、「收受年月日」、「発信者名」、「書留番号等」及び「配布先・受領者」欄が設けられており、審査請求人が指定した特定月には4通分の文書收受があったことが記録されていることが確認された。また、そのうち2通分の発信者名は実施機関の職員名及び金融機関名が記載されたものであり、審査請求人の個人名は記載されていないことも確認された(残り2通分の発信者名は、企業名及び組合名を開示することによる業務遂行への支障や事件継続中の企業名を開示することによる当該企業への影響の観点から、東京都情報公開条例7条3号及び6号により非開示とされ

ている。)

なお、当該「文書授受簿」中、上記特定月の前月分及び翌月分は請求の対象外である旨が記載されていることも確認された。

審査会が実施機関に確認したところ、実施機関における文書の収受は、東京都文書管理規則に則って運用しており、この他の規定等に基づく帳票等は特段作成していないとのことであった。

このため、審査会が、請求個人情報1として本件開示決定が行われた18回分の「相談票」を改めて見分したところ、審査請求人が請求個人情報2を送付したとする特定日になされた「電話」による相談の記録において、「ファクシミリ」による請求個人情報2の送付を打診する審査請求人と、その方法では問題が生じる可能性があることから来庁による持参を促す実施機関とのやり取りが記載されていることが確認された。この点について、特定日から「来庁」による相談がなされた日までの10日間のファクシミリの受信状況を実施機関に確認したところ、当該期間中に受信したファクシミリは自動的にバックアップされたPDFデータによると39件あるとのことであり、事務局をしてその内容の確認を求めさせたところ、審査請求人に関する文書は存在しなかったとのことである。

こうした視点から審査会が検討するに、請求個人情報2についての本件非開示決定で文書が存在しないとしたことに関して、実施機関における文書の収受に関する帳票及びその使用の方法が東京都文書管理規則に基づき適正に行われていることや、審査請求人が「不当労働行為救済申立書」を実施機関に提出したとする特定日の前後においてこれに関する書留番号等が付された文書の収受がなかったとする実施機関の説明に不自然・不合理な点はないこと、また、他にその存在をうかがわせるに足る特段の事情も見当たらないことが認められることからすると、請求個人情報2について、これを取得、保有していないとした本件非開示決定は、妥当である。

なお、審査請求人は審査請求書及び反論書において種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環